

岩手県立大学知的財産ポリシー

岩手県立大学知的財産ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、公立大学法人岩手県立大学（以下「岩手県立大学」という。）における教育・研究活動等により創出された知的財産の取扱いの基本的な考え方を定めるものである。

1. 基本的な考え方

（1）岩手県立大学の基本的方向と知的財産活動

岩手県立大学は、自然、科学、人間が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成することを建学の理念としている。

また、岩手県の「知の拠点」として、応用研究や実社会での実際教育・研究を重視した「実学・実践重視の教育・研究」を行うこととしており、産業界、地域団体、自治体などと密接に連携し、独創的かつ先進的な研究や地域特性、地域ニーズに踏まえた研究を行い、その成果を広く還元する「地域社会に貢献」する大学を中期目標における基本的方向としている。

上記の目標を達成するために、本学の知的財産活動では、教育・研究活動等から生じた成果を知的財産権として適切に保護し、その知的財産権を県民及び企業等との理解のもと地域社会に還元することにより、「創造」「保護」「社会還元」の知的創造サイクルを機能させ、「地域に貢献する大学」としての使命を果たすことを目指すものとする。

（2）本ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、本学の教職員とするが、岩手県立大学と雇用関係にない学生（教員の指導のもとに教育研究活動に参加する学生に限る。）にも準用する。

2. 定義

（1）知的財産

本ポリシーにおいて「知的財産」とは、岩手県立大学における教育・研究活動等により創出された発明、考案、意匠、植物の新品種、商標、プログラム及びデータベースの著作物、ノウハウをいう。なお、研究によって又は研究の過程で創作若しくは取得された有体物についても準用するものとする。

（2）知的財産権

本ポリシーにおいて「知的財産権」とは、特許法等に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利、育成者権及び品種登録を受ける権利、商標権及び商標登録を受ける権利、プログラム及びデータベースの著作権、ノウハウを使用する権利をいう。なお、研究によって又は研究の過程で創作若しくは取得された有体物を使用する権利についても準用するものとする。

3. 知的財産の創造・保護

（1）知的財産の創造・保護

教職員が職務に関連して創出した知的財産は、組織として知的財産の創造・保護を図るものとする。

（2）知的財産の帰属

教職員が職務に関連して創出した知的財産は、原則その知的財産の性質に応じて、その権利は本学に帰属し、又は教職員は本学に承継させることを同意するものとする。

(3) 知的財産の取扱い

ア 発明等届

教職員は、職務に関連して知的財産を創出したときは、速やかに発明等届を提出するものとする。

イ 知的財産の権利化

岩手県立大学は、発明等届を受理したときは、その有用性及び地域貢献性等を総合的に判断のうえ承継の可否を決定し、岩手県立大学が承継すると決定したときは、速やかに権利化に向けた手続きを行なうものとする。

なお、経済合理性を鑑み、権利化・事業化の見込みがないと判断される場合など個別の事情によっては、法人が承継せず、又は承継後であっても知的財産を創出した教職員に返還又は処分することができるものとする。

ウ 知的財産の秘匿

知的財産に関する情報に携わる教職員はすべて、必要な期間中その秘密を厳守するものとする。

エ 研究成果の公表

教職員が知的財産に関わる学会発表等の公表を行う場合は、共同研究者、研究協力者等の関係者と協議のうえ、その取扱いを定めるものとする。

オ ソフトウェアのオープン化について

ソフトウェアに関する研究分野で生じたプログラム及びデータベースの著作権については、創作した教職員がオープンソースを希望する場合は、その意向を尊重するものとする。

(4) 知的財産権の管理体制

岩手県立大学の知的財産権の管理は組織として行い、共同研究先等との共有の知的財産権の管理については、共有先と協議のうえ別途定める。

(5) 具体的規程

岩手県立大学の知的財産の取扱いに係る具体的な運用については、公立大学法人岩手県立大学職務発明規程（以下「発明規程」という。）による。

4. 知的財産の社会還元

(1) 知的財産の社会還元

岩手県立大学が承継した知的財産権は、本学の責任において、発明者と協力して企業等との交渉・契約等を行い、その社会還元を努めるものとする。

なお、知的財産権の社会還元先等については、研究に係る各種契約書等がある場合はその定めに従い、各種契約書がない場合は発明者の意向に配慮するものとする。

(2) 学術目的等の活用

岩手県立大学は、本学が保有する知的財産権を研究・教育、学術目的、その他公共の福祉等のために活用する場合には、何人にも無償で使用させることができるものとする。

5. 共同研究及び受託研究に伴う知的財産の取扱い

(1) 共同研究

共同研究によって得られた知的財産は、原則として、岩手県立大学と共同研究先との共有とし、

その取扱いについては、共同研究契約書の定めに従うものとする。

(2) 受託研究

受託研究によって得られた知的財産については、原則として、岩手県立大学に帰属し、その取扱いについては、受託研究契約書の定めに従うものとする。

(3) 独占的实施権

共同研究又は受託研究によって得られた知的財産権については、共同研究先又は委託元に独占的に実施させることができるものとする。

なお、知的財産を社会還元させるために、共同研究先又は委託元が当該知的財産権を実施しない時は、独占的实施権を取消し、第三者に実施させることができるものとする。

6. 知的財産創造サイクルを機能させるための取組み

(1) 知的財産創出へのインセンティブ

岩手県立大学は、知的財産の創出を奨励し、知的財産を創出した教職員に対し、実施料収入等を十分に還元するなどのインセンティブを与え、知的財産の創造・保護・社会還元を推進するものとする。

(2) 教育、啓発、広報

岩手県立大学は、教職員の知的財産に対する理解を深め、知的財産創出への機運を高めるため、教職員に対する教育啓発活動を積極的に推進し、広く社会に対し岩手県立大学の知的財産活動を紹介する広報活動を展開するよう努めるものとする。

(3) 知的財産創造サイクル

岩手県立大学は、更なる知的財産権の創造と社会還元を促進するために、間接経費及びライセンス収入の一部を知的財産の保護・社会還元に必要な費用として充当することができるものとする。

7. その他

岩手県立大学及び教職員は、他人の知的財産を尊重するとともに、いかなる場合であってもその権利を侵害する行為を行わないよう留意するものとする。

また研究の実施にあたっては「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」等の学内規程の他、関係法令を遵守するものとする。

このポリシーは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。